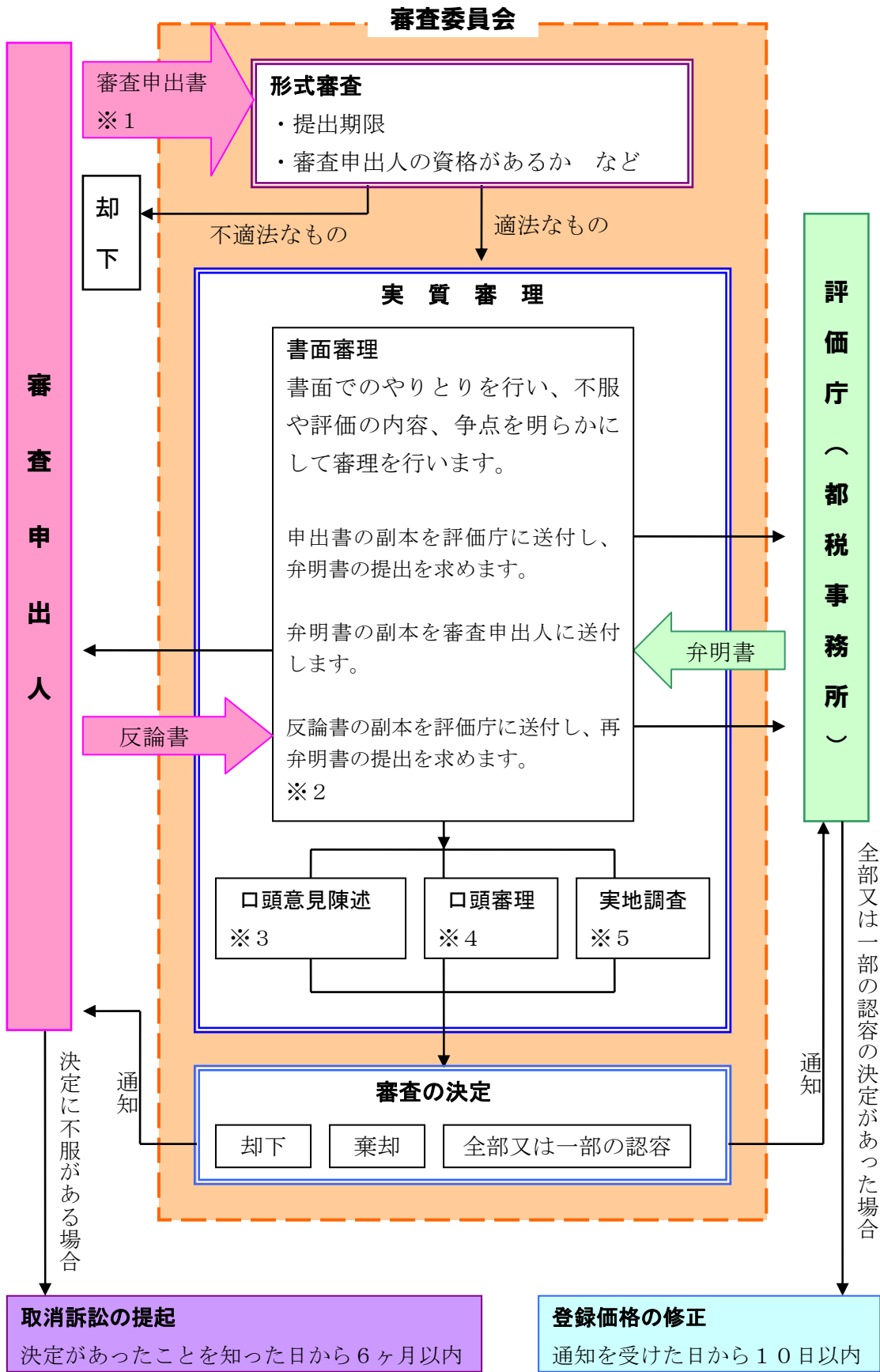


審査の申出の流れ



- ※1 所管の都税事務所を経由して提出することもできます。
- ※2 さらに再弁明書・再反論書の提出がある場合は、上記のやりとりが繰り返されます。
- ※3 審査申出書、反論書等の書面では十分に主張することができなかった点を補う場合等に、審査申出人が委員に対して口頭で意見を述べることをいいます。
- ※4 審査申出人及び評価庁の出席を求め、双方が質問、応答して争点を整理して行う審理手続のことをいい、委員会が審査のために必要と判断した場合に行います。
- ※5 必要に応じて行います。